

●問寒別へき地保育所 保育料及び保護者負担金について●

① 3歳～5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっています。

ただし、実費徴収として、おやつ代(月額700円)・行事食(1回240円)および教材費(月額1,140円)の保護者負担金があります。

② 3歳未満児は下記表の保育料徴収基準額となっています。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定 義		3歳未満児 保育料(月額)
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の町民税非課税世帯		0
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満
	2		48,600円以上 97,000円未満
	3		97,000円以上 169,000円未満
	4		169,000円以上
・3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額			